

商品概要説明書

マイカーローン

(令和8年7月1日現在)

| | |
|-----------|---|
| 商品名 | マイカーローン |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none">○ J A の組合員の方。○ お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。○ 原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。ただし、新卒内定者で、入社月の 6 ヶ月前以降に借入申込みいただく場合を除く。○ 原則として、勤続（または営業）年数が 6 か月以上の方。○ 生活の本拠が定まっている方。○ J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○ その他 J A が定める条件を満たしている方。 |
| 資金使途 | <ul style="list-style-type: none">○ ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金（借入申込日から過去 3 か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車等）は除きます。<ul style="list-style-type: none">① 自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす（いずれも中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。② 自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。③ 運転免許の取得のためのご資金。④ カー用品（カーナビ等）のご購入資金。⑤ 車庫建設のためのご資金（建設費が 100 万円以内のものとしします。）。⑥ 他金融機関のマイカーローン借換えのためのご資金（ただし、原則として他金融機関ローンの残存期間内） |
| 借入金額 | ○ 10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 |
| 借入期間 | ○ 据置期間を含め 6 か月以上 10 年以内とします。 ただし、J A 住宅ローンご利用者は据置期間を含め 15 年以内とします。 なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回のご融資日からご融資対象者の入社前月末までの範囲内とします（最大 6 か月）。 |
| 借入利率 | ○ 次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、J A の融資窓口へお問い合わせ |

| | <p>してください。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|-------|--------|--------|--------|--------|------|------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 返済方法 | <p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（専業農業者の方に限りです。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 担保 | <p>○不要です。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 保証人 | <p>○J Aが指定する保証機関（新潟県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 保証料 | <p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただけます。</p> <p>【お借入額 100 万円・利率 3.25%・変動金利型の場合の一括支払保証料（例）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>1 年</th> <th>3 年</th> <th>5 年</th> <th>7 年</th> <th>10 年</th> <th>15 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>2,705</td> <td>7,730</td> <td>12,793</td> <td>17,891</td> <td>25,601</td> <td>38,956</td> </tr> </tbody> </table> <p>②分割払い 約定返済日の元利金返済に併せ、保証料をお支払いいただけます。 なお、保証料率は年 0.50%になります。</p> | お借入期間 | 1 年 | 3 年 | 5 年 | 7 年 | 10 年 | 15 年 | 保証料(円) | 2,705 | 7,730 | 12,793 | 17,891 | 25,601 | 38,956 |
| お借入期間 | 1 年 | 3 年 | 5 年 | 7 年 | 10 年 | 15 年 | | | | | | | | | |
| 保証料(円) | 2,705 | 7,730 | 12,793 | 17,891 | 25,601 | 38,956 | | | | | | | | | |
| 団体信用生命共済（保険） | <p>○ご希望により J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類により、お借入利率に J A 所定の利率が加算されます。</p> <p>① 団体信用生命共済（特約なし） ② 長期継続入院特約付団体信用生命共済 ③ 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 ④ 団体信用生命共済（連生） ⑤ 三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生） ⑥ がん保障特約付団体信用生命共済 ⑦ がん保障特約付団体信用生命共済（連生） ⑧ 団体信用生命共済（ワイド）</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 大疾病補償保険 | <p>○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたってはお借入利率に J A 所定の利率が加算されます。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 手数料 | <p>○ご融資の際、J A 所定の事務手数料が必要となる場合があります。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、J A 所定の事務手数料が必要となる場合があります。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、J A 所定の事務手数料が必要となる場合があります。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | <p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A にお申し出ください。J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢</p> | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----|---|
| | <p>を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。J AまたはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p> |
| その他 | <p>○お申込みに際しては、J AおよびJ Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。</p> <p>なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、J A所定の電子契約サービス手数料が必要となる場合があります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p> |

J Aバンク新潟